

# ディベート学習の可能性と限界

東京都立国立高等学校 新井 明

## 1. はじめに

本稿は、筆者がディベートに関してこの十年間近く実践してきた内容を総括するとともに、ディベート授業が今後公民科教育のなかでどのように発展してゆけばよいかを展望するものである。

筆者がはじめてディベート（らしきもの）を実践したのは、1988年(昭和63年)のことである。国際理解の授業の中でそれは行われた。当初は、国際理解の中の他者発見、対立点の明確化を目指して行われた。初期の実践の記録は、今は解散してしまったが千葉大学の国際理解教育研究会の様々な報告書のなかにある<sup>1</sup>。それ以来、様々な試行錯誤を経て、約10年近く同じスタイルでの実践を重ねてきた。

そのスタイルとは、公民科の「現代社会」で行う集中型の授業スタイルである。おおよそ政治学習の導入として、夏休みにレポートを書かせ、それを基にして4～5回連続のディベートをおこなうというものである<sup>2</sup>。

その後も、同様の実践を続け、毎年手ごたえを感じつつ、ディベートの可能性や限界に関して思うことがあったが、特にそれをきちんと追求することなく過ごしてきた。

そのなかで、本稿を書く動機となったのは二つの問題提起を受けたからである。一つは、「いのちの教育」を先駆的に取り組みその深化をはかっている大谷いづみ氏の問題提起である。氏は、いのちの教育ではディベートはなじまないということで、安易に生命倫理の問題をディベートに持ち込むことに対する強い違和感を表明されていた<sup>3</sup>。もう一つが、大学生を対象にしたディベートとそのときの対話からである。もちろん、ディベート批判派からの問題提起の書、『迷走する<ディベート授業>』に対する吟味もどこかで行わなければいけないという思いもあったこともある<sup>4</sup>。

## 2. ディベート教育最盛期？

公民科におけるディベート教育は、ブームの時代から定着の時代に入ったといえるだろう。それがなによりの証拠には、新学習指導要領では、本文でこそ言及はないが、解説書ではディベートの文字が入っている<sup>5</sup>。高等学校の教科書も、来年度から使用される「現代社会」の教科書では、発行されたすべての教科書で、ディベートが取り入れられている。

その意味では、ディベート授業は最盛期を迎えようとしている。しかし、最盛期こそ減びの要素が始まっているともいえる。というのは教育界では、何か新しいテーマが登場するとそれがあがる段階に爆発的に広がるが、その勢いは約 10 年程度で収まり定着ないし、衰退にはいることが常であるからである<sup>6</sup>。

1980 年代の半ば、ディベートが注目された頃は、ディベート授業はデウス・エクス・マキナ扱いをされていた<sup>7</sup>。それに対していくつかの批判は出されたが、ディベートそのものの持つ、可能性や限界への言及は深められたとはいえない状態が続いている<sup>8</sup>。

### 3. ディベートでしてよいこと・悪いこと

筆者は、かつて「ディベートでできること・できないこと」をまとめた<sup>9</sup>。そのときの結論は、ディベートでできることの最大の要素は、他者の発見を通じた共感的理解であり、ディベート論で指摘されている情報収集、分析、論理構築、表現、聴取、意思決定などの能力の育成は可能性として存在しているので教員からの自覚的な指導が必要であるというものであった。できることの他者の発見は、論題を二項対立的に整理することにより生まれる。これは、現実の政治過程のなかでの対立を整理するという面と、自分の内部にある混沌をあえて二項に整理することによる「内なる他者」の発見ができるというものである。その要素は、ディベートのロールプレイ性にあると言える。なぜなら、ディベートでは、肯定・否定のどちらのサイドになるかは、直前のじゃんけんなどの偶然性で決まるからである。特に、それまでの自説と異なったサイドに立った時に、内なる他者が外化することによるとまどいと、それとの対決は、より深い問題把握、さらには認識の深化に通じるといえるというのが、それまでの報告者の到達点であった。

ところが、「できる・できない」となるとより問題であると気づいたのは、「ディベートでしてよいこと・悪いこと」があるのではないかということである。特に、非政策ディベートのなかの価値判断では無限定的に拡張することによるこわさである。それは、先にも触れたが、大谷氏の問題提起から触発された生命倫理を扱ったディベートではっきりと現れた。

まず、大谷氏の提起をもう少し丁寧に見てみよう。

氏はいう、「出生前診断、是か非かといった二項対立的なディベートには慎重を期したい。むしろ、多様な立場の人々への共感に至る想像力を喚起する方向で、投書などをもとにグループディスカッションを勧めたい」と<sup>10</sup>。その背景には、氏がいのちの教育を進めるにあたって、「オルタナティブな『生と死の問題群』の語り方」にディベートはふさわしくないという認識が横たわっている。オルタネイティブな語り方とは氏によれば「当事

者に沈黙を強くない、これまで語りえなかった人々が言挙げできるような、これまでの沈黙をすくい取れるような語り方、問いの立て方、すなわち、新たな親密圏／公共圏の構築への模索に接続する語り方」である。つまり、ディベートは「共感に至る想像力」を喚起するものになりえないという認識がある<sup>11</sup>。

ここで注目したいのは、氏が関係している前掲『命の教育』でもディベートの勧めをする論者もあり、生命倫理関係者でもディベートに対する評価は分裂しているということである。しかし、氏のこのディベートに対する認識は、そのロールプレイ性からくる他者の発見による共感的理解こそがディベートの優位性と考える報告者にとっては検討に値する異論であった。その異論を検証するものとして、大学生のディベートがあった。

#### 4. 出生前診断を巡るディベートのもたらしたもの

そのディベートは、指導を依頼されたある講義のなかで行われたものだが、大谷氏の問題提起を踏まえつつも、あえて「命の問題」に関してのディベートを実施したものである。テーマは「出生前診断」、その詳細は紙数の関係で省略するが、注目したいのは、次のディベートを実際に行った学生の感想である。一つは、否定側にたった学生の、「ダウン症の子どもにも会ったことがない私がこんなことを論じてよいのかという一種の罪悪感を持ちました。冷静であれと思っても、熱くなってしまうのが自分でもわかりました」という感想である。もう一つは、肯定側に立った学生の「私の妹は医療ミスで左手が動かなくなってしまうのですが、そこから私の家族は一変しました。・・障害は個性というひともいるけれど、私はそんな風には思えません。否定側の人には感情論でせめてこられたので、やっぱりな、と思いましたが、感情論への反発はしにくかったです」という感想である。

順序が逆になるが、ディベートそのものは、グループを学生どうして作らせ、テーマを設定させたが、なかなか決まらず、この時は私のほうでテーマを指定した。サイドは任意に決めさせたので、特に肯定的意見の持ち主が肯定側になったわけではない。また年齢や所属の違う学生集団であったので事前の意見調整は十分とれたわけではない。

さて、上記の二つの感想から何が浮かび上がるか。一つは、ディベートの持つ効果である。問題に主体的に取り組む、そして自分の問題として考える、それが「熱くなる」というところに現れる。この側面に注目すれば確かに「生徒が変わる」「教室が変わる」。二つ目は、それとは逆の効果である。ディベートは冷静な判断や、意思決定能力を育てる要素をもっているはずなのだが、「感情論でせめる」ことがディベートでおこったのである。三つ目は、テーマそのものの問題性である。出生前診断といういのちにかかわるデリケー

トな問題をディベートにかけることにより、様々な感情のゆれを引き起こした。肯定側の学生は、おそらくそれまで表に出さなかった家族の痛みをはじめてさらしたのではなからうか。また「罪悪感」を表明する学生もでてきている。ということは、ディベートにふさわしいテーマ、逆に慎重を要するテーマがあることが浮かび上がる。

これらの反応から、実証ぬきの結論、ないし仮説を出すとするれば、ディベートには大いなる可能性があるが、ディベートにはなんでもありではなく、特に価値ディベートに関しては慎重を期する必要があるのではないかということである<sup>12</sup>。

## 5. ディベートの可能性と限界

では、ディベートのよさを生かしながら問題を突破するには何が必要か。

筆者は、ディベートの可能性に関しては楽観的である。これも実証ぬきで言えば、ディベート確かに「生徒を変える」し、「授業を変える」。社会認識も確実に深まる。そもそも講義型授業では得られない参加意識、自分で問題を分析し、論理を組み立て、それをもとに論戦をすることによるさらなる認識の変化を経験する。その点はこの間の実践で十分確信できる。

価値ディベートに関しても、クローンの是非を扱ったディベートや死刑の是非では、生徒の熱気が伝わるディベートを経験したことがある。しかし、もう一步踏み込んだ論題には、慎重であった。それは、報告者自身がいのちの問題に対してどのように扱ってよいか揺らいでいたからである。「死が恰好の教育内容として現れた」というようには扱えないと思っていたからである<sup>13</sup>。ロールプレイ性があり、実存をかけた論戦をしなくともよいというディベートであっても、生徒のこころのゆれを掬い取ることが可能かというおそれをいっていたからといってよい。大学生のディベートの結果は、そのおそれを確証したといえよう。

ということは、ディベートの論題の決定には相当な慎重さが必要であろうということである。特に、価値ディベートではそれが言えるということである。論者のなかには、「価値に関するディベートは、情報量というよりむしろ問題の内包する価値観と論理の展開が重要となるので、限られた時間内に少ない情報量で行う教育ディベートにおいては適している」という論もあるが、いくら「価値ディベートにおいては、政策や問題の価値観を論ずるのであって、個人の価値観の優劣を論じるものではありません」といったとしても、問題は残るのである<sup>14</sup>。

では、価値ディベートは行ってはいけないか。そうも言えない。問題は、ディベートで教える立場をとればよいのであって、論題に対して、どれだけ教員側が細心の注意を払い

ながら扱っているか、また、生徒をディベートに持ち込むまでにどのような手立てを行っているか、ディベート後にどれだけフォローをしているかなど、教員サイドの指導によって十分な可能性を持つといえる。一番避けたいのは、答えのない深刻な問題を生徒に投げかけ、ディベートをやらせ、生徒が動いたで、一丁上がりとするディベート授業なのである。そのおそれをディベートがますます導入されるであろうこの時期に確認しておきたいのである。

## 6. おわりに

ディベートに対しては、賛否両論がまだつめきれていない。批判派を読むと、ディベートへの誤解ないし、それを主張している勢力への反発からであることが多い<sup>15</sup>。逆に、肯定派は何でもできるというあっけらかんとした論議が多い。物事すべて両面を持っているとすれば、ディベートの可能性も限界もすべて指導する教員にかかってくる。その点をこころして今後もディベートに取り組みたいと考えている。

### <注>

- 1 拙稿「ディベートをとおして考える日米コメ摩擦」国際理解教育研究会『教室からの国際理解』上巻、中教出版、1990
- 2 拙稿「公民科教育におけるディベートの可能性と課題」公民科教育研究会『公民科教育研究第1号』1993.3、および、拙稿「公民科教育におけるディベート授業の実践とその展望」『同誌第2号』1994.3にその概略が記されている。
- 3 例えば、学校における生命倫理教育ネットワーク編著『生命の教育』清水書院、2000、のp80,p87などに大谷のディベート評価が記されている。
- 4 斉藤規・今野日出晴編著『迷走する<ディベート授業>』同時代社、1998
- 5 文部省『高等学校学習指導要領解説公民編』実教出版、1998、p16にある。
- 6 手元に、93年8月8日の朝日新聞「天声人語」の切り抜きが残っており、そこではディベートが取り上げられている。同じく8月11日の「平和の最前線」という連載で都立高校での憲法改正のディベートが行われたことが紹介されている。この頃がディベートが世間的に注目されはじめたピークだったのかもしれない。
- 7 例えば、岡本明人『授業ディベート論入門』明治図書、1992には、「その威力に本当に驚いた」という記述（同書p228）がある。初期とはいえないが、杉浦・和井田編『生徒が変わるディベート術』国土社、1994でも同様の記述が多い。
- 8 ディベート授業に対する批判的な言説は多いのだが、前掲、斉藤・今野著が批判書とし

ては、まとまった唯一のものといえるだろう。その意味では、もっと「ディベート」に対するディベートが必要であるといえるかもしれない。

9 前掲、1993 拙稿、および 1994 拙稿 p33

10 前掲『命の教育』p85

11 大谷いずみ『生と死の語り方』上越教育大学修士論文、2001、p5 参照。

12 ディベートには、大きく分類すれば政策ディベート (policy debate) と非政策ディベート (non-policy debate) の二つがある。また、論題によって事実ディベート (affirming facts)、価値ディベート (establishing or changing a belief)、政策ディベート (recommending a policy) に分けることもできる。R .F. Verderber『SPEECH』HBJ,1988、p447 による。

13 熊田亘「イマドキノ高校生と学ぶ死」『現代のエスプリ』394 号、至文堂、2000・5、p 139

14 茂木英昭『ザ・ディベート』ちくま新書、2001、p32

15 前掲『迷走する<ディベート授業>』の立場が一番よく分かるのは、座談会「戦後社会科の授業はどうつくられてきたか」の部分である。そこではディベートの目的は「お役人や資本家、政府、そういう人がいかにうまく説得力をもって人々をだますか」「弁護士ならそれでいいのしょうけれど」というレベルの論議がされている。同書 p126